

東京立正短期大学 科学研究費補助金 経理事務取扱規程

(趣旨)

第1条 東京立正短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）に関する経理事務の取扱いについては、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「交付機関」という。）が定めた科学研究費に関するルールその他別の定めがある場合のほか、この要領に定めるところによる。

(法令等の遵守)

第2条 本学において科学研究費にかかわる者は、補助事業の遂行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 研究担当者とは、本学に所属する研究代表者及び研究分担者をいう。
- 二 研究機関とは、本学をいう。
- 三 直接経費とは、科学研究費に基づく研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- 四 間接経費とは、科学研究費による研究をおこなう際に、研究代表者が所属する研究機関が研究機関の管理に必要な経費をいう。

(諸手続)

第4条 科学研究費にかかる経理関係の諸手続は、研究担当者に代わり研究機関が行うものとする。

(科学研究費の受入)

第5条 交付機関から送金される科学研究費の受入預金口座は本学総務部長が指定するものとし、研究機関が行う交付請求にあたっては、送金先の口座として当該口座を指定する。

第6条 研究代表者は、交付申請にあたり作成した交付請求書の写を総務部長に提出しなければならない。

第7条 総務部長は、科学研究費の入金を確認した都度、該当機関にその旨通知するものとする。

(直接経費の管理)

第 8 条 直接経費の管理は、研究担当者に代って研究機関が行うものとする。

(直接経費の保管及び出納)

第 9 条 総務部長は、直接経費を預金し適正に保管するとともに、研究機関から発する支出決議願いに基づき出納事務を行うものとする。

(口座の開設等)

第 10 条 総務部長は、第 5 条に定める受入預金口座又は前条に定める預金口座（以下「科研費関係口座」という。）を開設又は変更した場合には、金融機関名及び支店名並びに口座番号等を機関に通知するものとする。

(利息の管理及び執行)

第 11 条 科研費関係口座で生じる利息は、学校法人堀之内学園本会計口に譲渡する。

(契約事務等)

第 12 条 物品の購入及び製造並びにその他の役務の契約及び支出等の事務については、学校法人堀之内学園経理規程のほか関係する本学規程を準用する。

第 13 条 出張の手続き及び旅費の計算については東京立正短期大学出張規程を準用する。

(設備備品の寄付)

第 14 条 直接経費において、学校法人堀之内学園経理規程に定める固定資産及び少額資産に該当する設備備品を取得した研究担当者は、直ちに当該設備備品を研究担当者の所属する研究機関に寄付しなければならない。但し、研究遂行上直ちに寄付することが困難である場合には、交付機関の承認を得て、相当期間寄付を延期することができる。

第 15 条 研究担当者が他の研究機関に所属することとなる場合であって、前条に基づく寄付済みの固定資産等を新たに所属することとなる研究機関で使用することを希望する場合には、研究機関の長は当該設備備品等を研究担当者に返還するものとする。

(分担金の送付等)

第 16 条 研究代表者が研究分担者に対して分担金を配分する場合には、当該研究代表者が所属する研究機関において受領委任状及び振込依頼書等の関係書類を取りまとめ、

支出伺いを起票するものとする。

第 17 条 研究代表者が異動する場合の科学研究費の送金、研究を中止又は廃止する場合の返還についても前条を準用する。

(間接経費)

第 18 条 間接経費は、当該科学研究費の研究代表者が所属する研究機関に譲渡するものとし、当該間接経費を受入れた研究機関の長の責任の下で適正かつ計画的及び効果的に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

第 19 条 間接経費を譲渡した研究代表者が、譲渡後に他の研究機関に所属することとなった場合又は研究を廃止した場合には、当該間接経費を受入れた研究機関の長は、当該直接経費残額の 30%の間接経費を当該研究代表者に返還しなければならない。

第20条 間接経費の受入にあたっては、受入れる研究機関で振替入金を行うものとする。

(内部監査)

第21条 研究機関の長は、毎年度所掌する研究課題数の 10%以上を無作為に抽出して、科学研究費に関する内部監査を実施しなければならない。

(研究成果公開促進費)

第 22 条 研究成果公開促進費（データベース）の交付を受けた申請代表者は、研究機関の長に委任状をもって経理事務を委任し、取扱についてはこの要領を準用するものとする。

(業者への対応)

第 23 条 総務部長は、公的研究費の取引がある一定の取引業者に対し、不正取引に関与した業者の処分方針等を説明し、研究費の適正な使用を徹底して、以下の事項を含む誓約書を提出させる。

- ① 本学諸規定等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 内部監査等の調査において、取引帳簿類の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- ③ 不正な取引に関与した場合は、いかなる処分を受けても異議がないこと。
- ④ 本学の研究者や事務職員から不正な行為の依頼等があった場合は、速やかに運営・管理に関する通報（告発）窓口へ通報すること。

二 不正な取引を行った業者については、本学規定に基づき一定の期間又は以後の取引を停止する。

(その他)

第 24 条 科学研究費の経理事務は、この規程及び細則により実施し、この規程及び細則によりがたい特別な事由がある場合には、その都度定める。

附則

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。